

諮問番号：令和4年度諮問第33号

答申番号：令和4年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年6月24日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、令和2年5月19日から同年6月16日まで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「A病院」という。）に入院（以下「本件入院」という。）したので、期間は30日未満である。

A病院と処分庁とのやりとりについて、審査請求人へのA病院の回答は、入院見込期間については4週間から6週間であって、30日以上入院を確定するものではなく、30日以上であると限定しているものではない、との事であった。

そもそも、国の通知やホームページでは、あくまでも1か月以上入院して初めて保護費を減額する仕組みになっており、処分庁が、審査請求人に確認することなく、A病院にのみ入院見込期間を照会し、A病院の回答をもって生活扶助費を入院患者日用品費に減額変更したことは不当である。

また、本件処分の当時、審査請求人には3件の処分通知が重なっていたため、本件処分の通知の意味が分からなかった。

したがって、令和2年7月から6か月に分割しての給付減額〔本件処分〕には納得しかねる。減額された事により生活にも支障が出ているので減額前の給付金額に戻し、速やかに返金することを求める。

なお、本件入院の時期、処分庁の担当者と審査請求人の関係性は破綻に近く、審査請求人は処分庁のずさんな処理を受けていた。

また、処分庁は、虚偽を記載した書面や審査請求人に不利になる書面を提出している可能性がある。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人が令和2年5月19日に入院し、入院期間が1か月を超える見込みであることを確認したことから、同年6月分の保護費から生活扶助費について居宅基準生活費から入院患者日用品費に変更（以下「本件変更決定」という。）することとし、本件変更決定によって生じた過支給分の保護費について、同年7月分保護費から6回に分割して収入充当（以下「本件分割決定」という。）する旨を生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2（8）に基づき審査請求人に通知書（以下「本件事前通知書」という。）を送付した上で、同年7月分保護費について9,750円の過払充当額を認定する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1第3章1（2）及び局長通知第7の2（3）のとおり、入院患者日用品費は、病院又は診療所に1か月以上入院する者について計上し、月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上することとされている。

また、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7の29のとおり、結果的に入院期間が1か月未満になるにしても、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれていた場合は一旦認定した入院患者日用品費の額の計上を取り消すことなく、入院患者日用品費を認定することとされている。

本件についてみると、①令和2年5月19日に審査請求人が本件入院をしたこと、②令和2年6月4日に処分庁が受理した医療要否意見書に記載された審査請求人の入院見込期間は42日間であったこと、③処分庁は、同月11日付けで、審査請求人の生活扶助基準について本件変更決定し本件事前通知書を送付したこと、④同月16日、審査請求人が退院したことが認められる。

これらのことからすると、処分庁が令和2年6月11日付けで審査請求人の同月分の生活扶助費について居宅基準生活費から入院患者日用品費に変更した時点において、審査請求人の入院見込期間は1か月以上であったことから、保護基準別表第1第3章1(2)、局長通知第7の2(3)エ及び局長通知第10の2(8)に照らし、審査請求人の入院日の属する月の翌月の初日から入院患者日用品費を計上し、過支給となった同月分の保護費について、審査請求人に事前の通知を行った上で同年7月分保護費に収入充当額として計上した本件処分を行った処分庁の判断に誤りは認められない。

また、審査請求人は令和2年6月16日に退院したことから、結果的に本件入院の期間が1か月未満であったが、処分庁は、退院日の翌日から生活扶助費について入院患者日用品費から居宅基準生活費に変更し日割計算しており、当該処分庁の取扱いは、局長通知第7の2(3)キ及び問答集問7の29に照らし、違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、A病院によって記載された入院見込期間が誤記であったことから処分庁も調査を行うべき旨を主張するが、本件処分の時点において、処分庁が受理した病院からの連絡票及び医療要否意見書から審査請求人の入院見込期間は1か月以上であるとした処分庁の判断に不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 本件処分の通知書には、処分の理由の記載がない。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て、訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

本件においては、処分庁は、審査請求人に対し、局長通知第10の2(8)に基づく本件事前通知を行っていること及び審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分の通知書自体には理由の提示がなく、また、事前の通知をもって審査請求人が本件処分の理由を明確に認識し得るものであるとは言い難いことから、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、根拠法令を示した上で、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

(4) 以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(5) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年1月4日	諮問書の受領
令和5年1月6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月20日 口頭意見陳述申立期限：1月20日
令和5年1月23日	第1回審議 審査請求人の主張書面（令和5年1月20日付け） 及び資料並びに口頭意見陳述申立書（令和5年1月23日付け）の受領
令和5年2月20日	第2回審議
令和5年3月15日	審査請求人の主張書面（令和5年3月15日付け） 及び資料（以下「審査請求人主張書面等」という。） の受領
令和5年3月22日	口頭意見陳述の実施
	第3回審議
令和5年3月29日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和5年4月12日付け〇〇〇保生第11号。以下「処分庁回答書1」という。）
令和5年4月12日	審査請求人の主張書面（令和5年4月12日付け） 及び資料の受領
令和5年4月26日	第4回審議
令和5年4月28日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和5年5月17日付け〇〇〇保生第53号。以下「処分庁回答書2」という。）
令和5年5月23日	審査請求人の主張書面（令和5年5月23日付け） の受領（訂正・補正書（令和5年5月26日付け）を含む）
令和5年5月24日	第5回審議
令和5年6月21日	第6回審議
令和5年7月20日	審査請求人の主張書面及び資料の受領
令和5年7月25日	第7回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、

国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

(4) 法第25条第2項は、職権による保護の変更について「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定〔書面には、決定の理由を付さなければならない。〕は、この場合に準用する。」と定めている。

(5) 保護基準別表第1第1章1(1)は、年齢別、所在地別等に区分した居宅基準生活費を定めている。

(6) 保護基準別表第1第3章1(2)は、「入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。」とし、「ア 病院又は診療所(中略)に1箇月以上入院する者」と定めている。

(7) 局長通知第7の2(3)アは、「病院又は診療所(中略)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。(後略)」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

(8) 局長通知第7の2(3)エは、「保護受給中の者が月の中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合(中略)は、入院患者日用品費は入院日の属

する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）は要しないものとする。」と記している。

(9) 局長通知第7の2(3)キは、「入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院（中略）した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を日割計算により行なうこと。（後略）」と記している。

(10) 局長通知第8は、収入の認定（収入充当）について示し、定期収入の取扱いについて記した1において、(5)は、「(前略)収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとする。」と記している。

(11) 局長通知第10の2(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(中略)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」と記している。

(12) 問答集問7の29は、入院した被保護患者に係る基準生活費の算定の仕方について、答として(1)及び(2)を記している。

そのうち(1)は、「見込入院期間が1か月以上で居宅から入院した被保護患者が死亡等のため、結果的に入院期間が1か月未満になった場合(中略)死亡等の日が入院日の属する月であれば、当該月は、居宅基準生活費の額が引き続き計上されるが、死亡等の日が入院日の属する月の翌月になった場合は、入院月は居宅基準生活費の額が計上され、入院月の翌月の初日から死亡等の日までの期間については日割計算によって、日用品費の額が計上されることになる。結果的に入院期間が1か月未満になるにしても、これは、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれていた場合は一旦認定した日用品費の額の計上を取り消すことなく、日用品費を認定するという考え方によるものである。」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）、審査請求人主張書面等、処分庁回答書1及び処分庁回答書2によれば、以下の事実が認められる。

(1) 令和元年7月8日付けで、処分庁は、審査請求人に法による保護を開始し

た。

- (2) 令和2年5月19日、審査請求人は、本件入院をした。
- (3) 令和2年5月22日、処分庁は、A病院から同月21日付けの入退院のご連絡（以下「本件入院連絡」という。）を受領した。
- 本件入院連絡には、審査請求人の入院期間が同月19日から6週間である旨が記載されている。
- (4) 令和2年6月4日、処分庁は、A病院から同年5月22日付けの医療要否意見書（以下「本件医療要否意見書」という。）を受領した。
- 本件医療要否意見書には、審査請求人の入院見込期間が42日間と記載されている。
- (5) 令和2年6月11日の審査請求人に係るケース記録票には、「【保護変更（入院基準への変更）】・（主）〔審査請求人〕、令和2年5月19日に（中略）〔本件入院を〕し、入院期間が1か月を超える見込みのため、令和2年6月1日付、生活扶助基準を「居宅」から「入院」へ変更〔本件変更決定〕する。〈（中略）〔局長通知〕第7-2-(3)-エ〉・基準変更による差額58,490円（以下「本件過支給額」という。）は7月以降、6回に分割して減額調整〔本件分割決定〕する。〈（中略）〔局長通知〕第10-2-(8)〉」と記載されている。
- また、起案年月日が令和2年6月11日、変更年月日が同年7月1日の保護決定調書（以下「本件保護決定調書」という。）の決定理由の欄には、「継続処理」と記載されている。
- (6) 令和2年6月11日付けで処分庁は、審査請求人に対して、本件変更決定及び本件分割決定を事前に通知する旨の本件事前通知書を審査請求人に送付した。
- 本件事前通知書には、送付先の欄に審査請求人の自宅住所が記載され、理由の欄に「（前略）〔審査請求人〕が令和2年5月19日に入院し、入院期間が1か月を超える見込みであることを確認したため（中略）〔局長通知〕第7-2-(3)-エの入院日の属する月の翌月の初日から入院患者日用品費を計上することと定めた規定に基づき、令和2年6月1日付けで、生活扶助基準を居宅から入院患者日用品費に変更します。」と記載されている。
- また、本件事前通知書の欄外には、「上記変更決定を行ったとすれば生じることとなる返納額58,490円〔本件過支給額〕については、07月分保護費から06回で収入充当（減額調整）〔本件分割決定〕します。」と記載されている。
- (7) 令和2年6月16日、審査請求人は、A病院を退院した。
- (8) 令和2年6月19日、処分庁は、A病院から同月18日付けの入退院のご連絡（以下「本件退院連絡」という。）を受領した。

本件退院連絡には、審査請求人の入院期間が同年5月19日から同年6月16日である旨が記載されている。

また、同月19日、審査請求人は処分庁に架電し、A病院を退院した旨及び入院時から退院日が決まっていた旨述べた。

その際、処分庁の担当者が、審査請求人に対して、生活扶助基準の変更によって保護費を追加給付する旨を説明したところ、審査請求人は随時払の方法を希望する旨申し出た。

(9) 起案年月日が令和2年6月19日、変更年月日が同月17日の保護決定調書(以下「保護決定調書1」という。)の決定理由の欄には、「(前略)〔審査請求人〕が令和2年6月16日に退院したことにより、(中略)〔局長通知〕第7-2-(1)-イの退院翌日より生活扶助基準を入院患者日用品費から居宅に変更するという規定に基づき、6月分の保護費との差額〔27,295円〕(以下「6月分追給額」という。)を窓口にて追加支給します。」と記載されている。

(10) 処分庁は、審査請求人に対して、保護変更日を令和2年6月17日とする同月19日付けの保護決定通知書(以下「6月19日保護費通知書1」という。)を送付した。

6月19日保護費通知書1には、「保護変更 令和2年6月17日」、「保護の方法 居宅保護」と記載され、理由の欄には、保護決定調書1の決定理由と同じ内容が記載されている。

(11) 起案年月日が令和2年6月19日、変更年月日が同年7月1日の保護決定調書(以下「保護決定調書2」という。)の決定理由の欄には、「(前略)〔審査請求人〕が令和2年6月16日に退院したことにより、(中略)〔局長通知〕第7-2-(1)-イの退院翌日より生活扶助基準を入院患者日用品費から居宅に変更するという規定に基づき、7月分の保護費との差額〔58,490円〕(以下「7月分追給額」という。)を窓口払いにて追加支給します。」と記載されている。

(12) 処分庁は、審査請求人に対して、保護変更日を7月1日とする令和2年6月19日付けの保護決定通知書(以下「6月19日保護費通知書2」という。)を送付した。

6月19日保護費通知書2には、「保護変更 令和2年7月1日」、「保護の方法 居宅保護」、「保護の種類 生活扶助、医療扶助」、「最低生活費内訳 生活扶助基準額78,600(中略) 加算額17,870」、「加算額内訳(再掲) 障がい者加算17,870」、「収入充当額 過払充当額等9,750円〔本件過支給額の6分割に相当する額〕」、「上積額35,740円」、「扶助額合計122,460円」、「既支給額63,970円〔本件処分の支給額〕」、「支給額58,490円〔7月分追給額〕」と記載され、理由の欄には、保護

決定調書2と同じ内容が記載されている。

- (13) 令和2年6月24日付けで、処分庁は、同年7月分の保護費の支給額を決定する旨の本件処分を行った。

本件処分の通知書には、「保護変更 令和2年7月1日」、「保護の方法 施設入所等による保護（施設名称等（中略）〔A病院〕」、「保護の種類 生活扶助、医療扶助」、「最低生活費内訳 生活扶助基準額23,110（中略）加算額14,870」「加算額内訳（再掲）障がい者加算14,870」、「収入充当額 過払充当額等9,750円〔本件過支給額の6分割に相当する額〕」、「上積額35,740円」、「支給額63,970円」と記載されている。

また、本件処分の通知書の保護決定理由の欄は、空欄である。

- (14) 令和2年7月6日、処分庁は、審査請求人に対して、6月分追給額及び7月分追給額を窓口で支給した。

- (15) 令和2年9月10日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 本件変更決定及び本件分割決定について

ア 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

前記1（5）から（9）のとおり、保護基準及び局長通知において、入院患者日用品費は、病院又は診療所に1か月以上入院する者について計上し、月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合は、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から退院の日まで計上することとされている。

また、前記1（11）のとおり、局長通知において、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこととされている。

さらに、前記1（10）のとおり、局長通知において、収入の認定（収入充当）の取扱いについて、全額を当該月の収入として認定することが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとされている。

加えて、前記1（12）のとおり、問答集において、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれていた場合は、結果的に入院期間が1か月未満になった場合でも、死亡等の日が入院日の属する月の翌月である場合は、入院月の翌月の初日から死亡等までの期間については日割計算によつ

て、入院患者日用品費の額が計上されることになる」とされている。

上記の処理基準及び問答集の内容は、法の基本原理（法第1条及び第4条参照）に照らして合理的なものといえる。

イ 本件についてみると、①前記2（3）、（5）のとおり、処分庁は、本件入院連絡において、審査請求人が令和2年5月19日から本件入院をしており、入院期間が1か月を超える見込みであることを確認したこと、入院日の翌月である同年6月分の保護費について、基準生活費を居宅基準生活費から入院患者日用品費に変更する本件変更決定を行ったこと、②前記2（5）、（6）のとおり、同月の保護費については、審査請求人に対して既に居宅基準により支給済みで、本件変更決定により本件過支給額（58,490円）が生じるため、処分庁は、局長通知で示される収入充当する場合の最大限である6か月の分割期間を適用する本件分割決定を行い、審査請求人に対して本件事前通知書で通知したこと、③前記2（7）のとおり、審査請求人は同年6月16日にA病院を退院したことから、本件入院の期間は、1か月未満であったこと、が認められる。

ウ 審査請求人は、あくまでも1か月以上入院して初めて保護費を減額する仕組みになっているため、A病院の回答の入院見込期間が1か月を超えていることのみをもって、生活扶助費を入院患者日用品費に減額変更したことは不当である旨主張する。

確かに、前記1（6）の保護基準別表第1第3章1（2）には、入院患者日用品費は、病院等に1か月以上入院する者と定められており、前記2（6）のとおり、本件事前通知書の理由の欄には、法第25条第2項及び局長通知第7の2（3）エしか記載されていないため、審査請求人があくまでも1か月以上入院して初めて保護費を減額する仕組みになっていると主張するのも無理からぬところである。

しかしながら、前記1（12）のとおり、問答集において、結果的に入院期間が1か月未満になるとしても、当初入院期間が1か月以上になることが見込まれていた場合には、一旦認定した入院患者日用品費の計上を取り消すことなく、入院月の翌月から退院日までは、入院患者日用品費を認定することとされていることから、処分庁が、本件入院連絡を受けて、令和2年6月分の保護費について、基準生活費を居宅基準生活費から入院患者日用品費に変更した本件変更決定には不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

エ 一方で、処分庁は、裁量の範囲内において、審査請求人の生活の支障を軽減する一定の配慮をして本件分割決定を行ったと見ることができる。

したがって、本件分割決定は、処理基準及び問答集に照らして、生じた返納額を6か月に分割して各月の収入充当額を計上し、そのうち令和2年

7月分として同月の保護費から収入充当(減額調整)するものであるから、この点について、不合理な点は認められない。

オ 以上のとおり、本件入院連絡を受けて、本件変更決定及び本件分割決定を行った処分庁の判断に不合理な点は認められない。

(2) 本件処分における処分内容(保護の方法)について

ア 処分庁は、審査請求人に対して、①前記2(10)のとおり、審査請求人が令和2年6月16日にA病院を退院したことを受けて、翌17日から保護の方法を居宅保護に変更すること及びかかる変更に伴い、6月分追給額を支給する旨を通知する令和2年6月19日付けの6月19日保護費通知書1を送付するとともに、②前記2(12)のとおり、7月分の生活扶助基準を入院患者日用品費で支給したことを前提として、居宅保護に変更することに伴う差額〔7月分追給額〕を支給する旨を通知する同日付けの6月19日保護費通知書2を送付した後、③前記2(13)のとおり、同年6月24日付けで、同年7月分の保護費について、生活扶助基準を入院患者日用品費とする旨の本件処分を行ったことが認められる。

イ このように6月19日保護費通知書2と本件処分の通知書に記載された保護の方法が、時系列上整合しない(矛盾する)ことについて、処分庁は、処分庁回答書2で、①審査請求人の退院の事実を把握する前に事務処理を行い、本件処分の通知書が月末に自動出力され、審査請求人以外の通知書と同じく一括発送されたからである旨、②一方で退院翌日の令和2年6月17日から入院生活日用品費を居宅基準生活費に変更することについては、同月19日に審査請求人から受電した際に、口頭説明しており、審査請求人において、6月分追給額及び7月分追給額の受取方法も確認していることから、当該変更内容は認識していたと思われる旨回答する。

そこで、本件処分の内容が、事実と異なること、また6月19日保護費通知書2の処分内容と時系列上、矛盾することに違法又は不当がないか、以下、検討する。

ウ 一般的には、行政庁の意思表示が書面による場合は、その書面の作成により行政行為は成立するとされ、行政機関の内部的意思決定と外部への表示が異なる場合、外部への表示が優先すると解されている(最高裁昭和29年9月28日第3小法廷判決・最高裁判所民事判例集8巻9号1779頁、最高裁昭和57年7月15日第1小法廷判決・最高裁判所民事判例集36巻6号1146頁判決など参照)。

そうすると、処分庁が、令和2年6月16日に審査請求人が退院したため、翌日から生活扶助基準を変更することを同月19日に把握し、6月19日保護費通知書1及び6月19日保護費通知書2において、生活扶助基準を入院患者日用品費から居宅基準生活費に変更することを既に審査請

求人にも通知しているにもかかわらず、その後に審査請求人に対して、本件処分の通知書に、保護の方法として施設入所（A病院への入院）による保護であると記載して通知することは、本件処分の中核となる事実が存在しないという点において、誤りがあるものと言わざるを得ない。

エ ただし、処分の相手方が行政庁の内部的意思決定を承知しているという特段の事情がある場合においては、たとえ処分内容に係る記載が事実と反するものであっても、そのことをもって直ちに違法又は不当になるものではないこともあると解されている。

確かに、前記2（8）、（14）のとおり、処分庁は、審査請求人に対して、A病院を退院したことから、保護の方法が入院生活日用品費から居宅保護に変更になるため、保護費を追加支給する旨を説明し、審査請求人は自身が申し出た支給方法で受領していることが認められる。また、前記2（10）、（12）のとおり、かかる説明に沿って、処分庁は、6月19日保護費通知書1及び6月19日保護費通知書2を審査請求人に送付している。

しかしながら、そもそも本件処分の通知書の記載内容は、上記処分庁の説明とも6月19日保護費通知書1の記載内容及び6月19日保護費通知書2の記載内容とも矛盾するものであるから、審査請求人が、本件処分の通知書の記載内容から本件処分の成立時における処分庁の内部的意思を理解できると見ることは困難である。

また、事件記録からは、事実と異なる本件処分の通知を行ったことについて、処分庁が審査請求人に補足の説明を行ったことすらうかがえない。

加えて、本件処分は法第25条第2項前段により「書面をもって」被保護者に通知しなければならないのみならず、本件処分の通知書には、後記（3）で述べるように、法第25条第2項後段が準用する法第24条第4項により、保護の実施機関に義務付けられた理由付記がなされておらず、それらの点においても、審査請求人が本件処分において、退院後にもかかわらず入院生活日用品費が支給される内容の処分がなされたことを理解することはできなかつたものといえる。

オ 以上により、本件処分は、保護の方法という処分の基本的かつ重要な項目において内容の誤りがあり、その誤りを補完する特別の事情が認められないため、違法又は不当であると言わざるを得ない。

（3）本件処分の通知書に理由が示されていないことについて

前記1（4）のとおり、法第25条第2項後段が準用する法第24条第4項は、保護の実施機関は保護の変更を必要とすると認めるときは、書面をもって決定の理由を付して被保護者に通知しなければならないと定めている。

そうすると、本件処分は、法に規定された決定の理由を全く示しておらず、手続上の瑕疵があり、その点において明らかに違法である。

(4) まとめ

よって、本件処分は違法又は不当であり、取り消されるべきであるため、本件審査請求は認容すべきである。

第6 付言

当審査会は、処分庁の事務処理等について、以下のとおり付言する。

- 1 処分庁は、処分庁回答書2において、6月19日保護費通知書2の発送記録は現存せず、発送日が不明である旨回答している。

このことについて、月末に一括発送するような通例の処分通知書であればともかく、6月19日保護費通知書2のような例外的な対応をする場合には、せめてケース記録票や通知書の写し等に発送日をメモ書きするなど、保護の実施機関として、対応の記録を保存すべきであると考ええる。

- 2 当審査会から処分庁に対して本件保護決定調書の決定理由の欄には「継続処理」と記載されているところ、本件処分の通知書の保護決定理由の欄が空欄になっている理由を質問した。これに対して、処分庁は、①処分庁回答書1において、本来であれば、本件事前通知書の決定理由を記載すべきことを失念していた旨、②処分庁回答書2において、「継続処理」とさえ記載しなかったのは（処分庁を所管する市の生活保護に係る）システム処理を行う際の誤操作による旨、回答している。

しかしながら、処分庁は、6月19日保護費通知書2の後に発出する本件処分の通知書が、内容上明らかに事実と矛盾することを認識できる立場であること及び本件処分は、法において理由付記義務が定められた処分であることに鑑みると、処分庁は、本件処分の通知を予め差し止めるか、もしシステム上差し止めることが無理であれば、せめてその矛盾が生じた理由について6月19日保護費通知書2において示すべきであり、電話連絡等の事実上の対応を行ったとしても原則として足りるものではないと考ええる。

ましてや、処分庁には、退院直後で日常生活に混乱を来していることが容易に推測できる審査請求人に対しては、通常より丁寧な対応が求められると考ええる。

- 3 本件処分が取り消されて、処分庁が、7月分保護費について改めて居宅保護による支給及び本件分割決定に基づく減額調整の処分を行う場合、6月19

日保護費通知書2は不要な処分となることから、処分庁は、職権でこれを取り消すことが考えられる。

なお、処分庁が、取り消された本件処分に関連する処分を改めて行う場合は、審査請求人に誤解が生じないように、処分通知書において、根拠となる法令等を含めて丁寧な理由の提示を行われたい旨、念のために申し添える。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子